



《コロナ対策による事業自粛支援》 持続化給付金

コロナ対策で国が打ち出した、事業全般に広く使える給付金です。申請書も近々WEB上でアップされます。事業自粛の中、取得要件を確認し、必要書類の準備をすすめましょう。

支給対象

- ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが前年同月比で50%以上減少している者
- ◆資本金10億円以上の大企業を除き、**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を広く対象。また、**医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人**など、会社以外の法人についても幅広く対象。



給付額

法人は**200万円** 個人事業者は**100万円**
※ただし、昨年1年間の売上高からの減少分を上限とする。
対象期間は、2020年1月から12月のどの月でもよい。

- ◆売上高減少分の計算方法
前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12カ月)

【計算例～法人の場合～】

2020年4月売上10,000千円 ⇔ 2019年4月売上20,000千円
 前年対比**50%減少**
 前期総売上高240,000千円 - 120,000千円(前期比50%減少月売上額 × 12)
 = 120,000千円

120,000千円 > 200万円
上限が200万円(個人は100万円)のため200万円が給付

必要書類

- ①2019年の確定申告書類の控え
 - ②減収月の事業収入額を示した帳簿類(売上台帳の写し、残高試算表等)
 - ③口座情報
- 応募フォームにそって入力後、上記書類を添付の上、申請となります。

その他

- ◆申請は、基本的にはWEB申請。スマホでも可能。完全予約制の申請支援窓口も設置予定。
- ◆補正予算成立の翌日から申請開始予定(5月1日より開始予定)。申請が受けつけられれば約2週間程度で本人の指定する口座に振り込まれる予定。



持続化給付金

検索

新型コロナウイルス感染症による

小学校休業等対応助成金

事業継続困難な中、雇用確保を目的とした雇用調整助成金。新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止策により、学校等が臨時休業したために、働けなくなった労働者に対し、賃金相当額(日額8,330円を上限)を助成します。

①新型コロナに関する対応として臨時休業した小学校等に通う子供

- ・「臨時休業等」には、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。
- ・「小学校等」とは、小学校、幼稚園、特別支援学校、保育所等
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス

②小学校を休む必要がある子供

- ・新型コロナウイルス感染症に感染した子供
- ・新型コロナウイルス感染症に感染したおそれのある子供(濃厚接触者等)



【対象となる保護者】

- ・親権者、未成年後見人、祖父母、子供を現に監護する者
- ・各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子供の世話を一時的に補助する親族も含む。
- ※業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となる。

【対象となる有給休暇の範囲】

- ・土日・祝日に取得した場合
 - ①に該当する子供 … 学校の元々の休日以外の日または本来施設が利用可能な日
 - ②に該当する子供 … 元々の休日にかかわらず、R02年2月27日から同年6月30日までの間は全ての日が対象
- ・半日単位・時間単位の休暇の扱い
対象。ただし、時間短縮は労働時間自体の短縮措置であるため対象外。
- ・就業規則の有無 … 基本は社内規定の整備が望ましいが、整備されていない場合でも、要件に該当する休暇であれば対象。
- ・事後に特別休暇に振替えた場合 … 対象。ただし本人の同意が必要。
- ・労働者に対して支払う賃金の額
有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要。
助成金の支給上限である8,330円を超える場合であっても、**全額を支払う必要あり。**

【助成内容】

有給休暇を取得した労働者に支払った賃金相当額 × 10/10
※日額8,330円を上限とする。

【申請期間】 令和2年9月30日まで。

- ※雇用保険被保険者の方用と雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。
- ※事業所単位ではなく法人ごとの申請となります。
- ※詳しくは、厚生労働省または各都道府県労働局にお問い合わせ下さい。



～顧問先のご紹介～

大塚歯科クリニック 大塚知也先生 様

～ 地域に根差した歯科治療を目指しています ～



新型コロナウイルスの影響で、診療時間や診療内容に一部変更がございます。WEB予約・HPをご確認ください。



診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00~12:00	●	●	●	/	●	●	/
14:00~19:00	●	●	●	/	●	▲	/

▲土曜/9:00~12:00 14:00~17:00
休診日/木曜・日曜・祝日(※祝日のある日は木曜診療)

群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 大塚歯科クリニック

大塚歯科クリニック

Otsuka Dental Clinic

群馬県邑楽郡邑楽町大字中野5163-3

お電話での予約・ご相談はこちら

☎0276-55-6474